

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和1年6月27日(2019.6.27)

【公開番号】特開2017-212176(P2017-212176A)

【公開日】平成29年11月30日(2017.11.30)

【年通号数】公開・登録公報2017-046

【出願番号】特願2016-106505(P2016-106505)

【国際特許分類】

H 01 M	4/86	(2006.01)
H 01 M	4/90	(2006.01)
H 01 M	4/96	(2006.01)
B 01 J	23/80	(2006.01)
B 01 J	23/835	(2006.01)
H 01 M	8/10	(2016.01)

【F I】

H 01 M	4/86	B
H 01 M	4/90	X
H 01 M	4/96	
H 01 M	4/86	M
B 01 J	23/80	M
B 01 J	23/835	M
H 01 M	8/10	

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月22日(2019.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

触媒層を含む電池カソードであって、

前記触媒層は、炭素触媒を含み、厚みが15μm以上であり、電極面積1cm²あたりのコンダクタンスが100S超、350S未満である

ことを特徴とする電池カソード。

【請求項2】

前記触媒層は、EW値が300以上、1000以下の電解質材料をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の電池カソード。

【請求項3】

前記触媒層は、電解質材料をさらに含み、

前記触媒層に含まれる前記炭素触媒の重量と前記電解質材料の重量との合計に対する、前記電解質材料の重量の割合が、20%以上、50%未満である

ことを特徴とする請求項1又は2に記載の電池カソード。

【請求項4】

前記炭素触媒は、白金以外の金属を含む

ことを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の電池カソード。

【請求項5】

燃料電池カソードである

ことを特徴とする請求項 1 乃至4のいずれかに記載の電池カソード。

【請求項 6】

電池カソードにおける触媒層の形成に使用される、炭素触媒を含む組成物であって、厚みが 15 μm 以上であり、電極面積 1 cm^2 あたりのコンダクタンスが 100 S 超、350 S 未満である前記触媒層の形成に使用される
ことを特徴とする電池カソード触媒層用組成物。

【請求項 7】

請求項 1 乃至5のいずれかに記載の電池カソードを含む
ことを特徴とする電池。

【請求項 8】

燃料電池である

ことを特徴とする請求項7に記載の電池。